

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書（案）に関する質問（第2回） 回答										
No.	タイトル	当該箇所						第1回 質問回答No.	質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)			
1	今回事業の主な対象施設	8	2	2-3	1			13	第1回回答において「機械配管、ダクトやサポート、ケーブルラック・ダクト、点検架台」とあります。 排水ピット蓋、側溝蓋、柵についても既設流用は可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
2	貸与資料リスト	8	2	2-3	1	1		16	別紙「貸与資料リスト」に掲載がなく追加で貸与いただきたい資料がある場合は、応募者から要望する機会を設定していただけるという理解でよいでしょうか。 その場合の手続きについても令和3年12月21日に、お示しいただけるという理解でよろしいでしょうか。 入札書類の提出に向けて詳細検討に必要な資料については、応募者から随時要望できる制度にさせていただきたくご配慮をお願いします。	資料は、別紙「配付資料リスト」に示すものとします。詳細は、「大阪市汚泥処理施設整備運営事業 資料配付について」を参照ください。
3	貸与資料リスト	8	2	2-3	1	1		16	別紙「貸与資料リスト」に、以下を追加いただき貸与いただくことは可能でしょうか。 ・舞洲スラッジセンター処理場日報（1年分） ・平野処理場日報（1年分） ・舞洲と平野それぞれの電力供給契約（契約プランがわかる資料）	舞洲スラッジセンター処理場日報（1年分）及び平野処理場日報（1年分）については、「配付資料リスト」に追加し、配付可能としますが、電気供給契約に関する資料の提示は（守秘義務により）出来ません。
4	舞洲スラッジセンターの監視制御設備について	8	2	2-3	1	1		28	第1回回答においては、監視制御設備に関する既設改造が必要な場合は本事業の対象外とし、貴市にてご発注いただくことが記載してあります。 No.28の回答内容と同様に、本事業の対象の特高受配電・受変電設備においては、運用しながらの切替となるため、既設設備の系統停止及び、片系撤去等の手順について、必要な既設メーカーの処置については、本事業の対象外と考えてよろしいでしょうか。	本事業の対象の特高受配電・受変電設備の切替えに伴う処置は、本事業の対象とします。なお、切替処理に伴う対応は製造業者に限定せず、事業者の責任のもとに実施とします。
5	今回事業の主な対象施設	8	2	2-3	1	1	(1)コ	12	第1回回答において「・・・市の提示する機器を除き認めません」とあります。「貴市の提示する機器」については、入札公告時の要求水準書において開示されるという理解でよいでしょうか。 現設備の中には、延命化等を行うことによって流用できる機器が相応にあると想定します。撤去対象機器リストにある機器を一時的に撤去するのではなく、事業費を低減するために流用や延命の余地を残していただきたくお願いします。	ご理解のとおりです。
6	舞洲スラッジセンターの監視制御設備について	9	2	3	1	1		28	更新過渡期において、脱水機共通機器などといった既設と新設の両方で必要となる機器については、その信号取合、制御を適切に検討しなければ既設運用に悪影響を与えてしまうリスクがあると考えます。 既設調査を含めた上記の対策検討については事業者にて実施し、既設設備停止など、既設運用に悪影響があった場合の責任は事業者側が負うという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	舞洲スラッジセンターの更新過渡期について	9	2	3	1	1		30	新設設備と既設設備は独立した施設とし、最終は既設監視制御設備との取合いについては想定されていないということですが、更新過渡期において既設設備停止等、既設運用に悪影響があった場合における責任については事業者側か市側のどちらになるのでしょうか。	事業者による更新過渡期における既設設備の停止等、既設運用に与える影響を検討し、やむを得ず既設設備との取合が発生する場合は、事業者の提案とし、その提案内容の不備による既設設備停止、既設運用に悪影響があった場合は、事業者の責任とします。
8	表2-5 設計・建設と維持管理・運営の対象施設	10	2	2-3	1			35	此花処理場に脱水分離液処理施設を設置しない場合、此花処理場内における維持管理業務は業務対象外との回答をいただいております。 上記の場合、16頁表2-7内の維持管理・運営業務は舞洲スラッジセンター及び平野処理場が対象となり、此花処理場についてはその他業務（清掃・保安・植栽管理など）も含めて、対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	本事業の対象範囲	13	2	3	1	2	1	50	第1回回答において「質問No.16の回答を参照ください」とあります。 本回答は誤記かと想定します。ご回答をお願いします。	脱水設備変更に伴う、既設炭化炉監視設備の改造は、本事業の対象範囲外とします。
10	表2-6 設計・建設と維持管理・運営の対象施設	14	2	2-3	1	2		55	脱水設備および資源化炉についても建築設備として対応した場合、建設工程の延長・換気設備の追加や修繕対応・作業環境の悪化より事業費が高額になり、入札金額を上げる要素となります。 建築物以外にも騒音・臭気対策を行うとし、再考いただけないでしょうか。	建築物については、要求水準書（案）のとおりとします。
11	表2-7 市及び事業者が実施する業務範囲	16	2	2-3	2			67	出来高対象機器・スケジュール等については、事業者提案と考えて宜しいでしょうか。	市の示す予算額を上限を基本とし、詳細は入札公告でお示しします。

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書（案）に関する質問（第2回） 回答										
No.	タイトル	当該箇所						第1回 質問回答No.	質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)			
12	表2-7 市及び事業者が実施する業務範囲	16	2	2-3	2			70	第1回回答において「24時間稼働施設で運転管理員が常駐しているため、現在外部に警備業務の発注は行っておりません。」とあります。 本事業でも警備業法上に係る業務は無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	表2-7 市及び事業者が実施する業務範囲	16	2	2-3	2			70	第1回回答において「24時間稼働施設で運転管理員が常駐しているため、現在外部に警備業務の発注は行っておりません。」とあります。 本事業でも運転管理員の24時間常駐は必須でしょうか。	保安処置も含めて、事業者の提案とします。
14	事業範囲	16	2	3	1	§ 2	-	72	施工に伴う住民対応、近隣協議の際には、事業者主体で行うものとした場合においても貴市ご担当者様はご同席頂けると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	業務範囲	16	2	3	2			73	平野下水処理場において、既存建造物を撤去しない場合においては清掃業務、保安業務、外構維持管理業務からも除外と考えると宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	最終生成物有効利用業務	16	2	3	2			76	汚泥焼却方式を採用する場合に、「最終処分場への搬出受入による新規埋立地造成としての有効利用は不可」との回答がございましたが、以下は有効利用に該当しますでしょうか。 ・焼却灰から生成される溶融スラグを、最終処分場で覆土として利用 ・焼却灰(溶融スラグ処理なし)を、埋戻し材など土質改良助材として利用	有効利用の定義は、「要求水準書（案）3-2-1-3 下水汚泥の有効利用」（P49）に記載しております。ご質問の文章だけでは判断ができませんので、有効利用の定義にてご確認ください。
17	最終生成物有効利用業務について	16	2	3	2			77	処分先を同時期に複数確保することは可能である旨、ご回答ありましたが、確保する処分先の数、規模は技術提案書において、評価の対象となるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細は入札公告でお示しします。
18	最終生成物有効利用業務について	16	2	3	2			77	処分先を候補として同時期に複数確保した場合、その候補全てに依頼する義務、制約はないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	事業期間	17	2	2-4	2			82	「最後に完成した施設の引渡し」の定義について、建築施設および土木施設を含むことを理解しました。 その上で、建築施設および土木施設工事に付帯する外構整備（アスファルト舗装や整地）、建築内外装仕上げ、仮設撤去などは含まないものと考えてよろしいでしょうか。	建築施設および土木施設工事に付帯する外構整備（アスファルト舗装や整地）、建築内外装仕上げ、仮設撤去などを含みます。
20	設計・建設改築期間	17	2	2-4	2		(1)	83	（要件）にて、「平野下水処理場の改築を優先とする」とあり、建設工事の着工を優先すると回答されていますが、平野下水処理場では、土壌汚染対策の事前対策等により着工に制限が出る可能性があります。一方、舞洲スラッジセンターも敷地の制限があり、早期に着工しなければ工期に間に合わなくなる可能性もあります。 平野下水処理場の改築を優先したうえで、舞洲スラッジセンターの着工が先になることは、認めていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	設計・建設改築期間	17	2	4	2		(1)	86	R10年9月末までの工期として建設工程を検討した場合、新炉の稼働前に溶融炉を2炉撤去する必要があります。一方で、現状の溶融炉定期修繕は時期・回数が決まっており、安定的な汚泥処理を考慮すると3炉での汚泥処理運用は難しくなると思慮致します。 よって、建設期間中における溶融炉の定期修繕時期・回数ともに柔軟な対応ができるようご検討をお願いします。	既存施設の運用の詳細は、契約後の協議とします。
22	汚泥処理に必要な能力について	17	2	4	2		1	88	「市の下水処理に影響を与えない能力とする。」とありますが、切替過渡期において、新設機器と既設機器が混在して能力を確保することになった場合、その期間における運転実績は新設と既設を一元的に帳票管理する必要があるでしょうか。	新設設備と既設設備は独立した施設とし、新設設備と既設設備を一元的に帳票管理する必要はありません。
23	舞洲～此花間の送泥管切替に伴う影響について	17	2	4	2		1	89	既設監視制御設備の改造作業は別途工事と理解しますが、切替手順の検討に必要となる、既設監視制御装置を含めた自動制御及び運転方案の検討は本事業の対象という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	設計・建設改築期間	17	2	4	2		1	91	残り3炉は定期修繕を除いた期間は稼働できる、とありますが、その期間とは1炉あたり150日/年程度の稼働という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	設計・建設改築期間	17	2	4	2		1	91	定期修繕を除いた期間は3炉を稼働できるものとする旨ご回答がありますが、定期修繕の時期と期間、対象台数などの詳細は令和3年12月21日に提示されるものと考えて宜しいでしょうか。	既設溶融炉の定期修繕の時期と期間、対象台数は、当該年度の前年度に平野下水処理場に設置されている炉を含めて調整の上、決定しております。そのため、令和3年12月21日に提示できません。
26	事業期間	17		2-4	2	2		79	令和4年度内に契約を締結することは理解しました。 契約締結後の令和5年3月末までは準備期間とし、本事業の開始日は令和5年4月1日になるという理解でよろしいでしょうか。	事業の開始日は契約日となります。

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書（案）に関する質問（第2回） 回答

No.	タイトル	当該箇所						第1回 質問回答No.	質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)			
27	施設規模	19	2	2-4	5			108	「(1) 沿岸部と内陸部の消化汚泥輸送能力を考慮した施設能力及び受入・貯留能力とすること」とあります。 別紙の送泥ネットワークの送泥ポンプ容量を考慮しつつ、2-4-6の処理対象汚泥量の予測日最大量に対して、全体（沿岸部＋内陸部）として処理できる施設能力が必要であるという理解でよろしいでしょうか。 施設規模が過剰設計にならないように確認させていただきます。	ご理解のとおりです。
28	施設規模	19	2	2-4	5		(4)	116	災害が起因となる場合は、不可抗力としての整理が適切かと思料します。 この不可抗力の取り決めについては、入札公告時に示される事業契約書（案）にて規定されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	施設規模	19	2	4	5	-	(2)	123	質問No.123に対し、「発生汚泥量は、2-4-6処理対象汚泥に示す消化汚泥量及び消化汚泥固形物量で判断ください。」とご回答いただいております。 消化汚泥量については脱水設備における条件、消化汚泥固形物量については資源化炉についての条件という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりとしますが、条件設定は、事業者の提案とします。
30	施設規模	19	2	4	5		(4)(5)	124125	不可抗力事象に該当するとご回答いただきましたが、一例として、施設処理能力的には受入可能であり、汚泥を受け入れた場合であっても、有効利用先の事情（災害等発生時における市場環境や社会風潮含む）により、受入途中から有効利用不可になることも想定されます。 上記のような場合についても、責任・費用負担含め、不可抗力事象として貴市にて負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	施設規模	20	2	2-4	5		(4)	117	第1回回答において「事業者の提案する施設能力を超え処理できない場合は、別途協議の上、市の負担とします。」とあります。 要求水準書（案）に記載の移動脱水機は災害等の発生時に、平野下水処理場に設置し運用するとの理解でよろしいでしょうか。 また、移動脱水機は貴市にて準備いただき、その運用も貴市にて行うとの理解でよろしいでしょうか。	平野下水処理場以外の下水処理場で脱水する可能性はあります。移動脱水機の手配については、ご理解のとおりです。
32	施設規模	20	2	2-4	5		(5)	118	2-4-5冒頭に「～全量を事業者側が提案した施設を活用し、資源化処理して有効利用するとともに～」とあります。 社会基盤を揺るがすレベルの災害等により環境変化が生じた場合（例えば、東日本大震災の放射能被害等）は、有効利用の継続が実質的に不可能になることが懸念されます。 このような災害時の取り決めは、事業契約書において不可抗力として整理されるものであり、加えて、災害等の不可抗力に起因して有効利用の継続が実質的に断念せざるを得ない状況になった場合はそれをお認めいただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	施設規模	20	2	2-4	5		(5)	131	第1回質問において「有効利用については別途性状確認の上、都度協議とさせていただきます。」とあり、「ご理解のとおりです。」とのご回答をいただいております。 災害時の近隣都市からの汚泥ケーキの受け入れは可能な限り実施しますが、受け入れる汚泥ケーキの性状を把握するための分析等を事業者にて行うことは実質困難であると共に、汚泥性状を事前に連絡いただくことが円滑な汚泥処理につながります。 したがって受入れる汚泥ケーキの性状については、貴市または近隣都市等の要請元からご提示いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書（案）に関する質問（第2回） 回答

No.	タイトル	当該箇所						第1回 質問回答No.	質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)			
34	表2-9 汚泥性状の変動幅	21	2	2-4	6-3			140	汚泥性状の変動幅の設定は事業者の提案とのことですが、事業者が任意に設定した変動幅を超過した場合には、第1回質問回答No.139にも記載のとおり、その影響であることが明らかな費用の追加については、精算いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	第1回質問No.140の回答で、汚泥性状の変動幅の設定について補足します。 要求水準書（案）「2-4-6-3汚泥性状」（P21）に示した汚泥性状の変動幅は、実績値を示しており、この範囲にかかわらず、市内で発生したすべての汚泥を処理していただく必要があります。要求水準書（案）に関する質問・回答（第1回）で述べた「汚泥性状変動幅の設定は事業者の提案とします。」の主旨は、事業者が施設計画・機器設計等を行う際に用いる汚泥性状の変動幅であり、処理費用の追加が必要となった場合の清算に用いる汚泥性状の変動幅を事業者が自由に設定することを意味するものではありません。 ご提案いただく処理単価の対象となる汚泥性状の範囲並びに範囲を外れた場合の清算に関する詳細は、入札公告時にお示しします。
35	表2-9 汚泥性状の変動幅	21	2	2-4	6-3			140	汚泥性状変動幅の設定を事業者の任意とする場合、事業費削減のため、汚泥量をできるだけ小さく設定する等、各社が維持管理費の算出根拠とする汚泥量設定が異なり、公正に評価されない可能性がございます。各社の入札条件統一化のため、汚泥性状変動幅と代表値については、貴市よりご指定いただく方がよろしいかと存じますが、ご再考いただけないでしょうか。	今回の事業は市が示した汚泥量、汚泥性状に対し、炉の能力や台数、維持運用について検討した結果の提案を頂くものであり、公正に評価できると考えます。
36	表2-9 汚泥性状の変動幅	21	2	2-4	6-3			140	第1回回答において「汚泥性状変動幅の設定は事業者提案」とあります。 この事業者提案の汚泥性状幅を逸脱した汚泥処理に掛かる費用については、その超過分を貴市にて別途費用精算いただけると考えてよろしいでしょうか。	質問No.34の回答を参照ください。
37	表2-9 汚泥性状の変動幅	21	2	2-4	6-3			140	第1回回答において「汚泥性状変動幅の設定は事業者の提案とします」とあります。 したがって、2-4-5(2)の「汚泥性状が範囲を外れる場合」とは「事業者が提案した汚泥性状の範囲を外れる場合」と理解してよろしいでしょうか。	質問No.34の回答を参照ください。
38	汚泥性状の変動幅	21	2	2-4	6-3			143,144	第1回回答において「質問No.140の回答を参照ください」とあります。 この回答はNo.142の誤記ではないでしょうか。	第1回質問No.143及び第1回質問No.144の回答については、質問No.34の回答を参照ください。
39	脱水分離液性状の変動幅	21	2	2-4	6-3			150	第1回回答において表2-10の空欄部分の変動幅のデータの要求に対して、「・・・測定は、事業者の負担とします」とあります。 対象項目のデータの有無についてご教示ください。データがある場合、開示をお願いします。	表2-10 脱水分離液の変動幅に示す項目のうち、舞洲スラッジセンターのPO4-Pの分析結果を「配付資料リスト」に追記し、配付可能とします。それ以外の項目で分析データが必要な場合は、事業者の負担で測定願います。分析に必要な下水汚泥等は試料の譲与を行いますので、別紙「下水汚泥等譲与について」を参照ください。
40	汚泥性状の代表値	21	2	4	6			143	表2-9では汚泥性状の代表値が記載されてなく、汚泥性状変動幅の設定は事業者の提案と回答されています。汚泥性状変動幅を表2-9より幅を狭めて事業者が設定・提案した場合は、表2-9の幅を提案する場合より安定性などの技術評価点が低くなるとの理解でよろしいでしょうか。一方、事業者設定範囲を超え表2-9範囲内の汚泥が処理できなかった場合は、要求水準未達にはならないとの理解でよろしいでしょうか。	質問No.34 の回答をご参照ください。
41	汚泥性状の変動幅内での補正	21	2	4	6			144	表2-9では汚泥性状の代表値が記載されてなく、汚泥性状変動幅の設定は事業者の提案と回答されています。入札金額のユーティリティ算出条件を事業者設定にすると、設定値より悪い汚泥性状の場合は事業者の損失が増加し、設定値より良い汚泥性状の場合は事業者の利益が増加することになります。 （例えば、有機分を60%Dryで設定したときに、54%Dryの汚泥性状時には都市ガス使用料が増え事業者の損失となり、69%Dryの汚泥性状時には都市ガス使用料が減り事業者の利益となります。） 入札条件では「固形物量（SS）」「有機分」「高位発熱量（無水ベース）」だけでも、市にて代表値を設定いただけないでしょうか。また、運営時には実際の汚泥性状に合わせ、ユーティリティ使用料の増減を補正していただけないでしょうか。	質問No.34、質問No.35の回答を参照ください。 また、支払いに関する詳細は、入札公告時にお示しします。
42	汚泥性状	21	2	4	6-3			147	繊維状物・Mアルカリ度等のデータが無い場合、二液薬注の要否含み薬注率に余裕をみる必要となるため事業費が高額になり、入札金額をあげる要素となります。適切な脱水設備の設計検討のため、汚泥性状（年間データ）がありましたら公表をお願い致します。	当該項目の測定データはないため、測定データが必要な場合は、事業者の負担で測定願います。分析に必要な下水汚泥等は試料の譲与を行いますので、別紙「下水汚泥等譲与について」を参照ください。

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書（案）に関する質問（第2回） 回答										
No.	タイトル	当該箇所						第1回 質問回答No.	質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)			
43	統括管理責任者の配置	25	2	2-4	10		(1)	161	設計建設期間における統括管理責任者は、現場代理人と兼任することはできないことは理解しました。 一方で、維持管理運営期間における統括管理責任者は、維持管理業務を統括する責任者と兼任できるという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	統括管理責任者の配置	25	2	2-4	10		(1)オ	162	統括管理責任者はSPCの従業員であることを必須とすると回答されています。 統括管理責任者はSPCの取締役や執行役員の立場でもよろしいでしょうか。	統括管理責任者は構成員に直接雇用されたSPCの従業員とし、SPCの取締役や執行役員は含まれません。
45	設計業務及び建設業務に関する機能的要件について	30	3	1	3			172	既存施設に対する検討、設計業務および建設業務については、既設設備の取合いが必要な場合、必要最低限の提案を認めるとのことですが、本内容はあくまで事業者提案の範囲であり、要求水準ではないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	適用する共通仕様書について	31	3	1	5		1	187	本事業の維持管理業務の対象であるかに関わらず、本事業にて製作する機器は「令和3年度 下水用機械・電気設備主要機器及び一般製品製作企業一覧表」が適用されるという理解で宜しいでしょうか。	維持管理運営の対象となる施設以外は、「令和3年度 下水用機械・電気設備主要機器及び一般製品製作企業一覧表」の適用となりますが、維持管理運営の対象となる施設は、事業者の提案とします。
47	工事の開始	31	3	3-1	5			192	「詳細設計図書について市のモニタリングを得た後、本施設の施工を行う」とあります。貴市のモニタリングの内容についてご教示ください。 また詳細設計図書の提出後、概ね1か月以内で貴市のモニタリングが完了し、それに基づき事業者側の施工計画の策定を開始できると考えてよろしいでしょうか。 本事業において設計建設期間の工事工程を円滑に進めるための質問です。	事業者の提案するセルフモニタリングの内容に合わせて要求水準の達成状況を確認します。 また、市のモニタリングに要する期間は、ご理解のとおりとします。
48	消化汚泥受入に関する条件	33	3	3-1	6			204	第1回回答にて管廊内の配管に損傷が確認された場合に対して、『修繕は本事業範囲としますが、改築は市が実施します』との回答をいただきました。 管廊内の配管には、立坑部の配管も含まれます。修繕する際は、安全対策の観点からも仮設費等（足場、換気設備等）が膨大になることが想定されます。このようなケースについては、別途貴市と協議とさせていただけないでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	撤去に関する条件	44	3	3-1	7			243	第1回回答において、「事業者の提案内容が・・・下水処理に支障を来さない提案であれば、別途協議の上、撤去開始時期を早めることは可とします。」とあります。 事業開始後に貴市との協議により2炉撤去が認められないケースを懸念します。 したがって、競争的対話等の機会を設定いただき、事業者の当該提案内容（下水処理に支障を来さない提案内容）の妥当性を確認いただいた上で、入札書類（提案書）の受付前に2炉撤去の可否についてお示しいただきたくお願いします。	競争的対話等の設定は考えておりません。事業者の責により2炉撤去は可能とします。
50	撤去に関する条件	44	3	3-1	7			243	本事業に既設設備の撤去を含むとあります。撤去対象設備に関するDXN濃度等の詳細情報のご提示がない場合は、撤去工事の解体計画策定や撤去工事費の算出が困難です。加えて、既存施設の稼働を維持しながらの撤去になるため、それに関する制約条件がある場合は要求水準書においてご提示いただく必要があると考えます。これらの条件を明確にご提示いただくことが不可能な場合は、既存設備の撤去については本事業範囲外とすることをご検討いただけませんでしょうか。 なお、既設設備の撤去工事費については本事業のPSCの中に適切に算出されており、実施方針（案）に関する質問回答No.41にある通り、事業者選定結果の公表時にPSCの詳細内訳について公表予定であるという理解でよいでしょうか。	市が測定している溶融炉周辺のダイオキシン濃度測定結果については、「配付資料リスト」に追加し、配付可能とします。既設設備の撤去は、本事業の対象範囲とします。 また、PSCの詳細内訳などは、公表を予定しておりますが、入札等において正当な競争が阻害される項目については、公表しないことがあります。
51	建設期間中の一部供用開始	45	3	1	8			251	建設期間中に稼働する施設の維持管理・運営費は、入札金額に含む予定と回答されています。 建設期間中には、老朽化した既存設備と新設備を同時運用することにより汚泥処理の安定性が高まります。一方、事業者として入札金額を下げるためには、新設備の完成を遅くする必要があります。 新設備を建設期間の早い段階で完成させた場合でも、既存設備の通常能力（定期修繕も考慮）より汚泥処理が確保できる場合は、建設期間中の新設備稼働時期は事業者の提案に委ねるとの理解でよろしいでしょうか。すなわち、提案では新設備を早めに完成させるが、維持管理・運営開始までは運転しない（運転費用を見込まない）ことを考えております。これにより、既存設備の突発故障等で新設備の稼働が必要な場合は、市との協議により対応できると考えます。	建設期間中の維持管理・運営費の算出条件等の詳細は、入札公告時にお示しします。

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書（案）に関する質問（第2回） 回答

No.	タイトル	当該箇所						第1回 質問回答No.	質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)			
52	②SS、T-N、T-P濃度の測定方法	46	3	2	1	§1	(2)	254	「本項に示すSS,T-N,T-Pの水質分析は、2回/週以上実施するものとします。」とご回答いただきましたが、水質分析は24時間のコンポジットサンプルを採水し、下水試験方法に基づき実施して、計量証明書を提出することになるため、分析の外部委託費等により事業費の高止まりが懸念されます。一方、No.214の質問回答にて、下水処理場間での返流水の送水は、下水道法及び大阪府条例の排水基準を満たす必要があるとあり、「工場・事業場排水の手引きVer5.0（大阪府建設局）」では、水質測定（SS,T-N,T-P）については、7日につき1回以上と示されています。従って、事業費と下水道施設間の排水のやり取りという事情を考慮し、水質測定の頻度は週1回が適当と考えますので、ご再考ください。	2回/週の水質分析は、バックテスト等の簡易分析とし、計量証明を求めるものではありません。水質分析の詳細は、入札公告時にお示しします。
53	表3-23 長時間曝気流入水の要求水質	46	3	3-2	1-1	1	(2)①	259	此花下水処理場の長時間曝気流入水について、「受入可能水量」は大阪市殿管理の施設であるため大阪市様よりご開示いただきますようお願いいたします。	長時間曝気処理施設の現有処理能力は、7,000m3/日となります。
54	平野下水処理場	47	3	2	1	2		268	平野下水処理場において、消化槽設備の建設が将来計画として予定されている一方で、建設スケジュールは未定とのことですが、汚泥の保有するエネルギーの最大限の活用のため、LCCの最適化を前提として、既設消化槽の再生もしくは更新をご提案させていただくことは可能でしょうか。	今回の汚泥は市内で発生した消化汚泥を処理していただく事業であり、既設消化槽の再生もしくは更新を含みません。
55	汚泥固形燃料化事業への脱水汚泥供給	47	3	2	1	2	2	269	年間を通じて含水率78%以下の脱水汚泥を供給することは、二液薬注の要否含み薬注率に余裕をみる必要となるため事業費が高額になり、入札金額をあげる要素となります。平成22年8月に貴市より公表された大阪市平野下水処理場汚泥固形燃料化事業の要求水準書では、脱水汚泥性状に関する条件として、消化汚泥含水率は代表値78%、変動幅75%～82%、未消化汚泥含水率は代表値76.5%、変動幅75%～78%と示されています。従って、汚泥固形燃料化事業へ供給する脱水汚泥の含水率は上記変動幅として認めていただけないでしょうか。	脱水汚泥性状の一時的な汚泥性状の変動については、ご理解のとおりです。
56	SS、T-N、T-P濃度の測定方法	47	3	3-2	1-1	1	(2)②オ	270	貴市による水質に関する要求水準を満足しているかの判断は、事業者にて実施した分析結果（計量証明書）にて確認するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、事業者が日常管理している分析、監視等で、要求水準を満足していないことが判明した場合は、事業者に対応を求めます。
57	表3-25 汚泥固形燃料化事業への脱水汚泥供給条件	48	3	3-2	1-1	2	(2)	275	「既設燃料化炉への脱水汚泥供給条件は78%以下とする」とあります。含水率78%以下を常時達成することは困難であることが想定され、これを達成するためには脱水設備が過剰設計となり事業費に大きく影響することを懸念しています。一方で、汚泥固形燃料化事業の要求水準書では消化汚泥脱水ケーキ含水率として代表値78%（変動範囲75～82%）の記載があり、既設燃料化炉は含水率の変動を見込んだ施設であると理解しています。これらのことから、既設燃料化炉への脱水汚泥供給条件については含水率75～82%と再考いただきたくお願いします。	質問No.55の回答を参照ください。
58	脱水分離液処理施設（今回事業は維持管理・運営のみ）	48	3	3-2	1-1	2	(3)	277	質問No.44の回答を参照となっておりますが、ユーティリティ量がわからないと入札に必要な維持管理費の想定ができないため、実施方針等にてこれらの数値が示されるとの理解でよろしいでしょうか。	「配付資料リスト」に平野下水処理場運転日報を追加し、配付可能としますので、事業者にてご提案ください。
59	脱水分離液処理施設（今回事業は維持管理・運営のみ）	48	3	3-2	1-1	2	(3)	277	第1回回答において「質問No.44の回答を参照ください」とあります。『既存脱水分離液処理施設の維持管理・運営の具体的実施方針』については質問No.44回答の通り、ご貸与頂く「運転マニュアル」および施設の引継ぎ期間を経ることで事業者を示されるものと考えます。これは『維持管理を行う上での想定ユーティリティ費』についても、具体的数量またはその算出方法を上記運転マニュアルまたは別途資料により入札公告時に貴市よりご提示いただけるという理解でよろしいでしょうか。	質問No.58の回答を参照ください。

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書（案）に関する質問（第2回） 回答										
No.	タイトル	当該箇所						第1回 質問回答No.	質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)			
60	③T-N濃度の測定方法	49	3	2	1	§1	(3)	279	「本項に示すT-Nの水質分析は、2回/週以上実施するものとします。」とご回答いただきましたが、水質分析は24時間のコンポジットサンプルを採水し、下水試験方法に基づき実施して、計量証明書を提出することになるため、分析の外部委託費等により事業費の高止まりが懸念されます。一方、No.214の質問回答にて、下水処理場間での返流水の送水は、下水道法及び大阪市条例の排水基準を満たす必要があるとあり、「工場・事業場排水の手引きVer5.0（大阪市建設局）」では、水質測定（T-N）については、7日につき1回以上と示されています。従って、事業費と下水道施設間の排水のやり取りという事情を考慮し、水質測定の頻度は週1回が適当と考えますので、ご再考ください。	質問No.52の回答を参照ください。
61	下水汚泥の有効利用	49	3	3-2	1-3			293	第1回回答において「最終生成物に限らず、処理過程において発生する生成物は有効利用可能」と回答があります。この有効利用は事業者の判断で実施可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	下水汚泥の有効利用	49	3	3--2	1-3			287	第1回回答において「法令等の新設・変更に伴い、市の判断で計画変更を行う場合は、市の負担とします。」とあります。加えて、実施方針(案)リスク分担表(案)に「法令等の新設・変更に伴い当該事業の運営に必須となるもの」も市の負担とあります。有効利用のために必要な処理を行う場合に際し、準拠すべき法令変更は本事業運営に必須となるため、「運営に必須となるもの」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	下水汚泥の有効利用	49	3	3-2	1-3	49		284	二次加工とは、薬品添加・熱処理・物理処理などの手段を講じることを指し、直接埋立処分する以外の方法にて有効利用するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	性能に関する要求水準 副生成物当の廃棄量抑制	50	3	3-2	1-4			298	第1回回答において、本事業実施に伴い発生する廃棄物処分量を極力抑制することを改めて強調されていると見受けられます。したがって、「資源化物として利用できない副生成物の定義」は高濃度の有害物質含有・溶出などにより、有効利用し難いものと考え、それ以外の副生成物は通常運用において下水汚泥リサイクル率100%とするために資源化物として有効利用が必要であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	施設全般に関する要求水準 について	51	3	3-2	2			305	質問No.81の回答を参照する旨のご回答がありますが、この回答は事業期間の延長はないことが回答されている内容と考えます。事業期間終了後、各施設は直ちに撤去されるものとし、事業期間終了後の健全度に関する要求水準はないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、事業終了時の処置は未定です。
66	要求水準書（案）別紙-12	51	7			1	1	308	電気設備でのアスベストの使用及びPCBの使用はない旨、ご回答がありましたが、「微量PCB含有の疑いのある機器」もないという認識で宜しいでしょうか。該当がある場合、対象機器をご提示ください。	ご理解のとおりです。
67	電気設備	53	3	2	4	1	1	315	「最後に完成した施設の引き渡し完了し、維持管理・運営開始時に受電契約を本市から事業者へ変更すること」とありますが、試運転期間中などの電力料金については、一旦貴市が立て替えたのち、事業者が貴市に支払うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細は入札公告でお示しします。
68	電気設備	54	3	3-2	4	1		92	第1回回答において、撤去スペースや既存電気室の使用方法を事業者提案により決定することを、貴市にて認めていただいています。一方で、特高受変電設備を更新するにあたり、電気事業者からの設置場所に関する制約がありますでしょうか。制約が無い場合は既設空きスペースを有効活用して新設更新してよいものと考えます。	ご理解のとおりです。
69	修繕業務	57	3	3-2	5	1	(3)	347	別紙機器リストに記載の既設利用する機器の修繕計画は、事業者の維持管理情報から修繕等を判断とご回答いただきました。別紙「貸与資料リスト」の資料を貸与いただけるものの、事業者では施設・設備の詳細な状態等が判断つかないため、既存設備については年間及び1件あたりの修繕費の上限を設定していただけないでしょうか。	既存施設の維持管理費用に関する詳細は入札公告時にお示しします。
70	既存の脱水分離液処理施設 で の受入	63	4	1			(2)	357	既存の脱水分離液処理施設の要求水質を満たせば、新設脱水機施設から排出される脱水分離液を既存の脱水分離液処理施設へ供給できると回答されています。既存の脱水分離液処理施設の要求水質をご提示ください。	既設脱水分離液処理施設の要求水質は、脱水分離液量 260m ³ /時、SS 600mg/L 以下（既設脱水分離液処理説2系列運転時）となります。

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書（案）に関する質問（第2回） 回答

No.	タイトル	当該箇所						第1回 質問回答No.	質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)			
71	業務分担	65	4	3			5	380	修繕に関する費用の詳細は入札公告時に提示される旨ご回答がありますが、その際には、1年あたりの修繕件数の上限の有無、1件当たりの修繕費の上限の有無も提示されると考えて宜しいでしょうか。	事業者が提案する施設の修繕に関する費用は事業者の提案とします。
72	修繕業務	65	4	4-3			(6)	386	維持管理・運営のみ対象となる既存設備の修繕計画は、事業者の維持管理情報から修繕等を判断とご回答いただきました。 別紙「貸与資料リスト」の資料を貸与いただけるものの、事業者では施設・設備の詳細な状態等が判断つかないため、既存設備については年間及び1件あたりの修繕費の上限を設定していただけないでしょうか。	既存設備の維持管理費に関する詳細は、入札公告時にお示しします。
73	外構維持管理業務	65	4	4-3			(6)	390	66頁4-3(11)オには「舞洲スラッジセンターについては植栽、外構（噴水やベンチ等）についても著作権の対象となるため、樹種や位置も含め適切に維持管理すること」と明記されております。 一方でNo.390の回答では「外壁など著作権に係る部分は本事業対象外となります。」との回答をいただいております。齟齬が生じています。 本業務は著作権の対象になることが明らかであるため、No.390の回答と同様に本事業対象外として理解してよろしいでしょうか。	維持管理・運営の対象としますが、修繕は本事業の対象外とします。
74	外構維持管理業務	66	4	4-3			(11)ウ	400	第1回回答において「薬剤、肥料等は、事業者の提案とします。」とあります。 事業者の提案ではありますが、管理対象が植栽である場合、使用する薬剤・肥料等が合わずに枯れる可能性があります。 業務の確実な履行を行うために、現在使用されている薬剤・肥料等の開示をお願いいたします。	資料は、別紙「配付資料リスト」に示すものとします。詳細は、「大阪市汚泥処理施設整備運営事業 資料配付について」を参照ください。
75	見学者対応業務	66	4	4-3			(12)ア	404	第1回回答にて、貴市職員の対応は原則ないとの回答をいただいております。 見学者の受け入れについては、現場の作業状況を鑑み、見学者の安全確保を優先してお断りせざるを得ないケースも想定されます。その場合は、日程の変更等、事業者の判断で柔軟に対応することは可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、市が必要と認めた見学者の受け入れについては、別途協議とします。
76	ポーリング資料	別紙3						436	要求水準書（案）の提示のポーリング資料で実施設計を進めた結果、設計変更が必要となった場合は質問No.170回答と同様に協議の上貴市負担という理解で宜しいでしょうか。	事業者のによる調査の結果、要求水準書（案）に提示するポーリング資料と差異がある場合は、別途協議とします。